三　日本私立学校振興・共済事業団　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額（加入者の同法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあっては、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ　前々年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の同法に規定する標準報酬月額の基礎となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者以外の加入者の同法に規定する標準報酬月額の総額を合算した額

ロ　前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。以下この号において「組合」という。）組合の組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「組合員の報酬」という。）の前々年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前三号の規定による補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額

2　健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

第二十五条の三第一項中「第百二十一条第一項」を「第百二十一条第一項各号」に改め、同項第一号中「この条」を「この号及び次号」に改める。

第二十六条中「第百十八条」を「第百十八条第一項」に改め、「」と、」の下に「同項第一号中」を、「債務」と、」の下に「同項第二号及び第三号中」を加え、「」とあるのは「第二十六条において準用するロ」を「に」とあるのは「ロに」に改め、「前項ただし書」とあるのは「第二十六条において準用する前項ただし書」と、「及び「前項」とあるのは「第二十六条において準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、」を削る。

附則第二条から第四条の二までを削る。

附則第四条の三第一項中「特定健康保険組合」の下に「（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「特例退職被保険者等」の下に「（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「附則第十四条の八第二項」を「附則第十四条の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十四条の八第三項」を「附則第十四条の二第三項」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条の四第二項中「附則第十四条の十第二項」を「附則第十四条の三第二項」に、「附則第十三条の七第一項第二号」を「附則第十三条の四第一項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十四条の十第三項」を「附則第十四条の三第三項」に改め、同条第四項中「附則第十四条の十第四項」を「附則第十四条の三第四項」に改め、同条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条　削除

附則第九条の表第四十三条第二項の項を削り、同表第四十三条第三項の項を次のように改める。

第四十三条第三項	この章
	第四十五条

附則第九条の表第四十四条第二項の項から第百三十四条第三項の項までを削り、同表第百五十九条の項から第百六十一条の項までの規定中「附則第十条において準用する」を削り、同表中

第百六項	

を

第百六項第一	十八条第一
	次の各号のいずれか
	附則第十条において準用する第一号
	附則第十条において準用する第百三十四条第二項
	附則第十条において準用する同項

に改める。

附則第十条中「以下「病床転換支援金等」を「第一号において「病床転換支援金等」に改め、「」と、」の下に「同項第一号中」を、「債務」と、」の下に「同項第二号及び第三号中」を加え、「」とあるのは「法附則第十条において準用するロ」を「に」とあるのは「ロに」に改める。

附則第十二条の表第百三十九条第三項の項中「同条第二項において準用する」を削り、同表第百四十一条第二項の項、第百四十五条第二項の項及び第百四十五条第三項の項を削り、同表第百四十六条第一項の項を次のように改める。

第百四十六条第一項及び第二項	高齢者医療制度関係業務
	病床転換助成事業関係業務

附則第十二条の表第百四十六条第二項の項を削り、同表第百四十六条第三項の項を次のように改める。

第百四十六条第三項	第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務
	附則第十一条第一項に規定する都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務
同条第二項	第百三十九条第二項